

くみやこんじよ歴史絵巻く

2019 島津発祥まつり

11月9日(土)から23日(土)にわたって、神柱公園を中心に「島津発祥まつり」が開催されます。期間中、メインイベントの「明道館パレード」をはじめ、島津家の歴史に関わるさまざまなイベントが開催されます。ぜひ、島津発祥まつりへ来場ください。

◎問い合わせ 島津発祥まつり実行委員会 ☎51-5501



都城観光協会 ホームページ

現代によみがえる歴史絵巻 明道館パレード

都城島津家歴代当主や、五口六外城の姫などに扮した市民らが、豪華絢爛に練り歩きます。

●日時 11月23日(土) 11時30分～

●行程 都城島津邸く神柱宮

※都城島津家は領内を11区画に分け、それぞれに地頭をおき統治しました。これを五口六外城と呼びます

都城島津の歴史を体感！ 島津荘園

「島津村」をコンセプトにさまざまな出店が立ち並び、一日限定の「島津荘園」。甲冑着用や乗馬など、島津家の歴史にちなんだ体験を楽しめるさまざまなブースがあります。特設ステージでは、民俗芸能の披露や大抽選会も開催されます。

●日時 11月23日(土) 11時～17時

●場所 神柱公園多目的広場

●内容

◎甲冑体験処

記念撮影もできます。スマホで「はいチーズ」。

(11時～15時・小学生以下・1人300円)

◎乗馬体験処

馬と触れ合いながら、ゆったりしたひとときが楽しめます。(11時～15時・小学生以下・1回300円)

◎人力俵体験処

人力俵で公園内を散策。明治時代にタイムスリップしてみませんか。(13時～・大人500円・子ども300円)

◎自顕流体験処(無料)

鹿兒島藩の武士が鍛錬に励んだ、古流剣術を体験。(13時～)

◎島津荘園のお宝探し(無料)

素敵な宝をゲットしよう！(15時～・幼児と小学生)

※この他、寒天作り、お雪さんの盃流し体験なども予定



日ごろの買い物が難しい地域を解消

買い物支援カーが 買い物の機会と笑顔を届けます

「店がない」「店が遠い」などの理由から、日々の生活に必要な食品や日用品の買い物が難しい地域があります。市ではそのような地域を移動販売車「買い物支援カー」で巡回する買い物困難者支援事業を実施。刺身や総菜などの食品から日用品まで豊富な品ぞろえで、利用する皆さんから喜ばれています。

◎問い合わせ 商工政策課 ☎23-2983

豊富な品ぞろえが自慢

運行を開始してから4年が経過した本サービス。肉や魚、野菜などの生鮮食品、総菜やパン、各種日用品など、豊富な品ぞろえが自慢です。また、ポイントカードや粗品のプレゼントもあります。なお、扱いがない商品も注文により購入できます。

地域の要望に応じたサービス

市内4地区を2事業者が巡回販売。巡回日や購入できる場所など詳しくは、商工政策課に問い合わせください。なお、事業者と地域住民の意見を反映し、より利用しやすいよう購入場所を設定しています。運行地域内に住んでいる人で「ここで買えるようにしてほしい」などの要望があれば、まずは、自治体公民館長に相談ください。

●あいちこいも号(株ながやま)

【運行地区】

- ・西岳地区、庄内地区
- ・中郷地区、五十市地区(今町・大岩田町)、姫城地区(下長飯町)



・志和池地区、山田地区

【運行日】

毎週月・土曜日の週6日

●げんきカー(グリーンコープ生協みやざき)

【運行地区】

山之口地区、高城地区

【運行日】

毎週月・金曜日の週5日

買い物支援カーの事業継続には皆さんの利用が必要です

超高齢社会は全国的に一層進み、買い物に困難な地域と人が増えていくことが予想されていて、本市も例外ではありません。

このような状況の下、買い物支援カーは、買い物に困難な地域で暮らす人の生活を支える重要な手段となる

買い物体験ができます

買い物支援カーについて「利用方法が分からない」「どのようなサービスか知りたい」という場合には、地域で開催するイベントで試食販売などのデモンストレーションを行います。ぜひ、便利な買い物支援カーでの販売を体験ください。

り得るものですが、移動販売は採算性が悪く、事業継続の難しい販売形態であるといわれています。買い物支援カーの事業継続のためにも、運行地域に住んでいる皆さんは、ぜひ、積極的に活用ください。



インタビュー

運行事業者の声



げんきカー
グリーンコープ
生協みやざき
都城支部長
猪股 哲也さん

買い物支援カーの運行を開始した当時

と比較すると、利用者が減少している状況にはありますが、試飲や試食など生協ならではの強みを生かし、ニーズを把握しながら、安全・安心な商品を届けています。「げんきカー」の利用者の中心は高齢者。健康づくりのためにも、販売場所に出かけ、買い物や何気ない会話を楽しみながら、サービスを利用してほしいです。

屋外焼却・不法投棄は 禁止です！



屋外焼却や不法投棄は法律により禁止されているにもかかわらず、近年、ごみや煙などの屋外焼却に関する苦情が多く寄せられています。住みやすい環境を維持するため、ごみは適正に処理しましょう。

◎問い合わせ 屋外焼却・不法投棄の情報 環境政策課 ☎23-2130
各総合支所市民生活課 農産園芸課 ☎23-2425

農業用廃プラスチックの処理 農産園芸課 ☎23-2425

屋外焼却

屋外でごみや雑草を燃やす行為は、「洗濯物に臭いが付く」「煙で咳が止まらない」など苦情につながります。そして、住民間のトラブルや健康への影響が懸念されるばかりか、火災の発生原因にもなりかねません。



ごみは適正に分別

家庭から出すごみや雑草は、適正に分別し、ごみ集積場に持ち出しま

しょう。ただし、大量のごみを一度に出すと、道路通行などに支障が出るため、数回に分けて出してください。また、農業用ビニールなどは、都市農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会（農産園芸課内）が回収を行っています。

屋外焼却を発見したら

住みやすい環境を維持するためには、市の監視活動だけでなく、市民の皆さんの協力が重要です。

屋外焼却を発見したときは、環境政策課や各総合支所市民生活課、または、最寄りの交番へ通報してください。

不法投棄

皆さんも不法に投棄されたごみを見つけたことはありませんか。不法に投棄されたごみは新たなごみを呼び、さらに大量の投棄につながる恐れがあるだけでなく、まちの景観を損ない、悪臭の発生や河川の水質を汚染するなど、さまざまな動植物の生態にも影響を与えます。



美しいまちを作るためには、一人一人の心掛けが大切です。適正なごみ処理について考え、ルールを守って処理しましょう。

不法投棄されないために

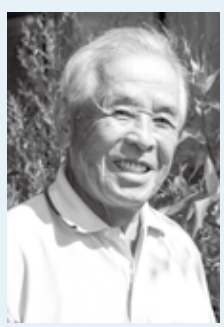
雑草が繁茂しているなど、管理が不十分だと、不法投棄をされる可能性が高まります。

不法投棄を防ぐには、所持する土地や建物の管理をしっかり行うことが大切です。外部から簡単にごみを持ち込ませないよう、柵やフェンスなどを設置し、定期的に除草を行うなど、ごみを不法に捨てさせない環境をつくりましょう。

環境監視員によるパトロール

市では現在、環境監視員68人が各地区で環境監視活動を行っています。環境監視員は、美しい環境を守るため、山林や河川などのパトロールを中心に、不法投棄が多い場所を巡回しています。

インタビュー



高崎地区
環境監視員
今村 國定くにさださん
(高崎町東霧島)

高崎地区では、7人の環境監視員が環境保全活動に取り組んでいます。

私は、この活動を始めて約10年になり、主に長尾山沿いの道路脇の茂みに不法投棄がないかを巡回監視しています。家庭ごみのほか電化製品などが不法投棄されていた場合、自分で処理したり、市に連絡したりしています。

地域の環境保全は、一人一人の「ごみを捨てない」という意識が大切です。皆さんも地域の環境に関心を持ち、一丸となって都城を美しいまちにしていきたいと思います。

児童・女性への虐待・暴力をなくそう！

11月は

児童虐待防止推進月間



平成30年度の、本市の児童虐待に関する通報や相談件数は31件。全国では15万件を超え、過去最多となっています。また、虐待により子どもの命が奪われる事件が後を絶ちません。児童虐待問題は、今すぐ社会全体で解決すべき重要な課題です。

◎問い合わせ 子育て課 ☎23-2684

児童虐待とは

子どもに、意図的に身体的・精神的苦痛を与える行為はもちろん、「しつけ」と称して体や心を傷つける行為も児童虐待です。

虐待のサイン

子どもの様子	不自然な傷やあざがある、いつも不潔にしている、周りとの人間関係を築けず孤立している、学校に通っていない、おびえて家に帰りがたがらない
保護者の様子	子どもを放置して外出する、衣食住の世話をしない、親族や地域社会との交流がない、性格が攻撃的・衝動的

あなたのしつけ、虐待かも

感情的な叱り方や行き過ぎたしつけ

けは、虐待につながりかねません。自分の子育てに不安を感じたときは、専門機関に相談ください。経験豊富な相談員が悩みを聞いてアドバイスします。

また、身近にいる子どもが「虐待を受けているかも」と思ったら、相談・連絡ください。

●虐待に関する相談窓口(無料)

こども課	☎23-2684
都城市保健センター	☎36-5661
都城児童相談所	☎22-4294
児童相談所全国共通ダイヤル	☎189(いちばやく)

11月12日(火)～25日(月)は

女性に対する暴力をなくす運動



暴力による束縛や支配は「愛情」ではありません。ドメスティックバイオレンス(DV)や性犯罪、ストーカー行為、セクハラなど、女性に限らず全ての人に對する暴力は、重大な人権侵害であるだけでなく犯罪です。

◎問い合わせ 都城市男女共同参画センター ☎23-7157

本市の現状

平成30年度の女性総合相談件数は824件。夫婦や恋人など「パートナー間の問題」の相談が349件と最も多く、そのうち、171件がDVの相談でした。

相手の考え方や価値観を認める

DVとは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人からの暴力です。身体的な暴力だけでなく、精神的、経済的、性的な暴力なども含まれ、それらが複雑に絡み合っ

て被害者の心と体を傷つけます。人は、それぞれ違った考え方や価値観を持っています。暴力の加害者にも被害者にもならない対等な関係を築くためにも、自分らしさを大切に

にするとともに、相手との違いを認め、自分の気持ちを言葉で丁寧に伝えることが大切です。

無料特別電話相談

「都城市子どもの幸せとDVを考える市民の会TOMO」が電話相談を受け付けます。個人情報厳守し、年齢や性別、相談内容は問いません。

●日時 11月23日(土)・24日(日) 13時～16時

●相談専用電話

都城市男女共同参画センター ☎23-7157

※相談時間の目安は30分程度